

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

b. IT 実装支援

配車管理アプリや共通の決済システムの導入を推進し、待ち時間の短縮や事務作業の効率化を図ります。また、サイバーセキュリティに関する情報を取引先と共有し、顧客情報の安全な管理に努めます。

d. グリーン化の取組

随伴車への低燃費車の導入を順次進めるとともに、効率的な配車ルートの構築（アイドリングストップの徹底等）により、サプライチェーン全体での二酸化炭素排出量の削減に取り組めます。

f. BCP/事業継続

地域の災害発生時における緊急連絡体制を提携先と共有します。また、事故発生時の対応マニュアルを整備し、取引先（飲食店等）が安心してサービスを依頼できるよう、事業継続能力の向上を図ります。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組めます。

3. その他（任意記載）

2026年3月30日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

大光株式会社

企業名

代表取締役社長 稲川知史

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。